

第5編 施策の展開

5

第1章 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実

1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがいづくり・仲間づくりの推進

【現状と課題】

現在、普段の生活において生きがいを感じ、自分は健康であると感じている高齢者の割合は高くなっていることから、平均寿命の延伸により長くなった高齢期を、生きがいを持って生活することは、健康を保持していくためにも重要です。このため、今後も引き続き高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを推進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすため、住み慣れた地域において、生きがいづくりや高齢者同士のふれあい、世代間交流を図るための各種生きがい対策事業を実施し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを推進します。

【具体的取組】

敬老パス等の交付

- ・敬老パス交付事業
- ・すこやか入浴事業
- ・友愛パス交付事業
- ・友愛タクシー券交付事業

老人クラブ活動の推進

- ・老人クラブ補助金交付事業
- ・老人クラブ組織強化事業

その他生きがいづくり・仲間づくりの推進

- ・すこやか長寿まつり開催事業
- ・高齢者ゲートボール場等管理事業
- ・高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業（再）
- ・高齢者福祉バス運行事業
- ・敬老祝事業
- ・地域ふれあい交流助成事業
- ・愛のふれあい会食事業
- ・高齢者の元気応援協賛店登録事業
- ・高齢者健康づくり・生きがいづくり活動支援事業
- ・元気高齢者活動支援事業（再）

- ・高齢者いきいきポイント推進事業
- ・いきいきグリーンカレッジ開設事業
- ・公共施設等での使用料等の減免

(※(再)は主に位置づけられる施策の方向以外にも再度掲げる取組。以下、同じ)

2 元気高齢者の社会参画の促進

(1) 元気高齢者の社会参画・就労の促進

【現状と課題】

今後、高齢化が進行する中、地域社会の活力を維持するためには、意欲と能力のある高齢者が、その知識や経験を生かして、地域共生社会の重要な支え手、担い手として活躍することができる環境づくりが重要です。このため、高齢者の社会参画を支援するとともに、就労を促進していく必要があります。

【今後の方策】

明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、高齢者によるボランティア活動や生涯学習・スポーツ活動を推進するなど、高齢者の社会参画を促進するとともに、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるよう、生活・就労支援センターかごしまを活用し、シルバー人材センターとも連携して、就業機会の確保を図ります。

【具体的取組】

高齢者の社会参画支援

- ・元気高齢者活動支援事業
- ・高齢者いきいきポイント推進事業(再)

生涯学習の推進

- ・高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催
- ・地域公民館、生涯学習プラザにおける「高齢者いきいき元気塾」講座の開催
- ・高齢者指導者の育成

スポーツ活動の推進

- ・健康体づくり、生きがいつくりのためのスポーツ活動の推進

ボランティア活動の推進

- ・健康づくり推進員支援事業(再)
- ・運動普及推進員支援事業(再)

- 食生活改善推進事業（再）
- 心をつなぐともしびグループ活動推進事業

老人クラブ活動の推進

- 老人クラブ補助金交付事業（再）
- 老人クラブ組織強化事業（再）

高齢者の就労促進

- 高年齢者就業機会確保等事業
- 就職困難者等雇用促進助成事業
- 労政広報紙発行事業
- 生活・就労支援センターかごしまの運営・活用
- 女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業



グラウンド・ゴルフ大会（すこやか長寿まつり）

第2章 高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実

1 福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援するサービスの充実

【現状と課題】

高齢者の多くは介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活を続けることを希望しています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、必要な福祉サービス（介護保険外サービス）の充実を図っていく必要があります。

【今後の方策】

在宅での介護を必要とする高齢者やその家族、ひとり暮らし高齢者等の保健衛生、福祉の向上及び経済的負担の軽減等を図るため、各種福祉サービスを実施するとともに、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの提供体制の構築に努めます。

【具体的取組】

介護家族への支援

- ・紙おむつ等助成事業
- ・老人介護手当支給事業
- ・家族介護講習会等開催事業
- ・家族介護慰労金支給事業

在宅介護の支援

- ・生活支援体制整備事業
- ・虚弱高齢者等福祉用具給付事業
- ・寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業
- ・寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業
- ・寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業

ひとり暮らし高齢者等への生活支援

- ・ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業
- ・高齢者福祉電話設置事業
- ・心をつなぐ訪問給食事業
- ・高齢者短期入所事業

(2) 高齢者福祉施設等の充実

【現状と課題】

高齢者相互のふれあいと交流を図り、生きがいづくりや健康づくりを支援するため、活動の拠点施設である高齢者福祉センターの機能保全を図る必要があります。

養護老人ホームや軽費老人ホームの入所希望については、概ね対応できている状況ですが、いしき園については施設の老朽化が進んでいることなどから、新たな施設整備・運営を進める必要があります。

【今後の方策】

高齢者福祉センターについては、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、さらなるサービスの向上に努めます。

また、いしき園については民間事業者による施設整備・運営を進めます。

【具体的取組】

高齢者福祉センター等の管理

- ・ 高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業
- ・ 養護老人ホーム等管理費及び事業費

いしき園の民営化

- ・ いしき園民営化推進事業

2 住みよい環境づくりの推進

(1) 高齢者にふさわしい住環境の整備

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立し安心して安全な在宅生活を営むためには、住宅のバリアフリー化が必要とされています。このため、住宅のバリアフリー化をはじめとする高齢者が安心して安全な生活ができる住環境の整備を図る必要があります。

【今後の方策】

個人の既存住宅のバリアフリー化を支援するとともに、民間活力を生かしたサービス付き高齢者向け住宅等の整備を促進し、また、市営住宅におけるバリアフリー化を基本とした整備を進めます。

【具体的取組】

住宅のバリアフリー化

- ・ 高齢者住宅改造費助成事業
- ・ 住宅改修支援事業
- ・ 住宅改修指導事業

高齢者向け住宅の整備

- ・ 高齢者住宅生活援助員派遣事業
- ・ 市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備
- ・ 市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給
- ・ 優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）

(2) 高齢者にやさしいまちづくり

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを推進することが重要です。このため、高齢者が安心して外出できるよう、施設や交通機関等の安全性・利便性を向上させるほか、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図る必要があります。

【今後の方策】

高齢者が生活しやすいまちづくりを推進するため、建築物、道路等のバリアフリー化による安全性・利便性の向上や、高齢者への身体的負担の少ない交通環境づくりに努めます。

また、自力避難が困難な高齢者が災害時に迅速な避難ができるよう支援体制の整備に努めます。

【具体的取組】

建築物、道路等の整備

- ・高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進
- ・自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業
- ・市道バリアフリー推進事業
- ・桜島港フェリー施設整備事業

交通機関等移動手段の整備

- ・敬老パス交付事業（再）
- ・友愛パス交付事業（再）
- ・友愛タクシー券交付事業（再）
- ・低公害低床型車両導入事業
- ・超低床電車購入事業
- ・公共交通不便地対策事業

災害時の支援体制

- ・避難行動要支援者避難支援等事業
- ・火の用心！シルバーセーフティ事業
- ・自主防災組織育成促進事業

その他高齢者にやさしいまちづくりの推進

- ・わがまち防犯カパワーアップ事業
- ・安心安全パートナーシップ事業
- ・安心安全教育指導員設置事業
- ・お達者クラブ交通安全教室事業
- ・高齢者の運転免許自主返納支援事業
- ・セーフコミュニティの推進
- ・新交通バリアフリー基本構想推進事業

3 認知症施策の推進

(1) 認知症の人や家族への支援の充実

【現状と課題】

今後の急速な高齢化に伴い、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。このため、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本人やその家族への一層の支援を図るとともに、認知症の人に早期段階から関わり、それぞれの状態に応じた適切なサービスを提供していく必要があります。

【今後の方策】

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスや認知症についての正しい知識の普及、情報提供を推進します。

また、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携して、地域における支援体制を構築するとともに、地域包括支援センターに配置している認知症初期集中支援チームの体制を強化し、本人やその家族の意向を十分に把握する中で、早期段階からの適切な支援を行うなど、認知症施策をさらに推進します。

【具体的取組】

認知症に関する知識普及や情報提供

- ・ 認知症ケアパスの普及
- ・ シニア世代のヘルスプロモーション事業（認知症予防教室）
- ・ お達人クラブ運営支援事業（再）
- ・ 認知症オレンジサポーター養成事業（認知症サポーターの養成、認知症介護教室）
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の情報提供

医師や精神保健福祉相談員等による相談、訪問指導

- ・ 認知症オレンジプラン推進事業（認知症介護の電話相談）
- ・ 認知症初期集中支援推進事業
- ・ 精神保健福祉推進事業（精神保健福祉相談）

地域における支援体制の構築

- ・ 認知症オレンジプラン推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）
- ・ 認知症オレンジサポーター養成事業（認知症等見守りメイトの養成）
- ・ はいかい老人SOSネットワークシステム（県警実施）との連携
- ・ 長寿あんしんネットワークメール（高齢者介護予防協会かごしま実施）との連携

- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備

4 高齢者の権利擁護の推進

(1) 高齢者の権利擁護の推進

【現状と課題】

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で認知症になり、親族からの支援がなく問題を抱えている高齢者が増えていることに伴い、適切な介護サービス利用等のため、成年後見制度を活用するケースが増加しています。

また、高齢者虐待など複雑な問題を抱えた高齢者や養護者を支援するため、多方面との連携が必要となっています。

【今後の方策】

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合は、適切な介護サービスの利用や金銭管理などの権利擁護のために関係機関と連携し、日常生活の自立支援や成年後見制度の利用促進などを行います。

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を行うため、警察など関係機関で構築されたネットワークを活用します。

【具体的取組】

成年後見制度等の利用促進

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度利用促進事業（成年後見センターの設置等）
- ・福祉サービス利用支援事業の広報・案内

高齢者虐待防止対策の推進

- ・高齢者虐待防止ネットワーク推進事業

消費生活に関する被害の防止

- ・消費生活相談事業
- ・消費者啓発事業
- ・A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業

地域包括支援センターによる権利擁護の推進

- ・地域包括支援センターによる権利擁護の推進

第3章 介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進

1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 介護予防の充実

【現状と課題】

団塊の世代が高齢期を迎えるなど、高齢化が急速に進む中、多様な生活支援ニーズに対応するとともに、高齢者へのアプローチだけではなく、日常生活の活動を高め、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできるよう、高齢者を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防の取組を推進することが必要となっています。

【今後の方策】

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、多様なサービスを提供するとともに、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防対策の充実を図ります。

【具体的取組】

介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ・訪問型サービス事業
- ・通所型サービス事業
- ・訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業
- ・通所型短期集中予防サービス（口腔機能向上・栄養改善）事業

一般介護予防事業の充実

- ・介護予防把握事業
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業
- ・一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業
- ・地域で介護予防を展開するための連携推進事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業
- ・お達者クラブ運営支援事業
- ・健康づくり推進員支援事業
- ・高齢者いきいきポイント推進事業（再）
- ・高齢者料理教室支援事業
- ・高齢者のしおり作成事業

介護予防推進のための体制づくり

- ・地域包括支援センターの機能強化（再）
- ・地域ケア会議等の開催（再）

- ・生活支援体制整備事業（再）
- 65歳未満を対象とした介護予防
- ・生活習慣改善支援事業（再）
 - ・個別保健指導事業（再）

（2）健康づくりの推進

【現状と課題】

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病にかかる高齢者が多いことから、これらの予防が課題となっており、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりや食生活など健康的な生活習慣を確立する必要があります。

【今後の方策】

健康増進計画（「かごしま市民すこやかプラン」）や食育推進計画（「第二次かごしま市食育推進計画」）に基づく様々な取組により、関係機関等と連携して、市民一人ひとりが主体的な健康づくりができるよう支援します。

【具体的取組】

市民参画による健康づくり

- ・健康増進計画推進事業
- ・働く世代の健康づくり事業
- ・地域保健活動事業（健康づくり月間の取組）

運動による健康づくり

- ・運動普及推進員支援事業

食を通じた健康づくり

- ・食育推進事業
- ・食育フェスタ開催事業
- ・栄養改善対策事業
- ・地域食育推進事業
- ・食生活改善推進事業

こころの健康づくり

- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（こころの健康教室）
- ・精神保健福祉推進事業（再）
- ・自殺対策事業

温泉等を活用した健康づくり

- ・健康増進施設管理運営事業

ボランティア等による健康づくり

- ・健康づくり推進員支援事業（再）
- ・運動普及推進員支援事業（再）

- ・食生活改善推進事業（再）
- ・精神保健福祉推進事業（精神保健福祉ボランティアの養成・支援）

（3）疾病予防の推進

【現状と課題】

がんや糖尿病などの生活習慣病にかかる人やこころの病を抱える人が増加していることから、がん検診や生活習慣病の重症化予防のための健康支援、こころの病へのサポートが必要となっています。

また、高齢者の死因として肺炎が上位であることや難病指定の疾患が増加していることから、感染症の発生や蔓延の防止、難病患者への支援が必要となっています。

【今後の方策】

健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、自己や家族の健康管理の必要性を理解してもらうとともに、難病患者等への療養の助言、生活習慣改善等の支援を行います。

また、がん検診等の体制整備や感染症などの発生・蔓延防止対策の充実を図ります。

【具体的取組】

受診しやすい各種検（健）診体制等の充実

- ・元氣いきいき検診事業
- ・特定健康診査・特定保健指導事業
- ・長寿健康診査事業
- ・はり・きゅう施設利用補助
- ・人間ドック、脳ドック利用補助

正しい生活習慣を身につけるための健康教育

- ・生活習慣改善支援事業（健康教育）
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康教育）

利用しやすい健康相談体制の充実

- ・生活習慣改善支援事業（健康相談）
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（健康相談）
- ・特定保健指導事業

訪問指導等による個別支援

- ・個別保健指導事業

感染症予防対策

- ・胸部レントゲン健康診断事業
- ・結核予防医療事業

- ・定期予防接種事業

精神保健福祉対策

- ・精神保健福祉推進事業
- ・精神障害者ふれあい交流事業
- ・精神障害者相談事業
- ・精神保健福祉交流センター管理運営事業

難病患者支援対策

- ・難病患者地域支援事業
- ・難病ガイドブック作成事業

歯科保健対策

- ・元気いきいき検診事業（歯周病検診）
- ・歯科保健事業



よかよか元気クラブ

2 介護サービスの充実

(1) 在宅サービスの推進

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても在宅での生活を希望しています。そのような方が可能な限り在宅での生活を続けられるよう在宅サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

在宅サービスについては、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者
に情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

【具体的取組】

在宅サービスの提供

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修費支給
- ・居宅介護支援

(2) 施設サービスの充実

【現状と課題】

身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設に入所する高齢者が増加しており、施設への入所待機者も多い状況にあります。これに対応するため、必要な施設サービス基盤を整備する必要があります。

【今後の方策】

施設サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮し、施設整備を推進します。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設（介護療養病床）

（3）地域密着型サービスの充実

【現状と課題】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、地域密着型サービス事業所の整備を図っていますが、多様化するニーズによりきめ細かく対応するため、サービスの利用状況や入所申込者の状況等を勘案しながら、整備を図っていく必要があります。

【今後の方策】

地域密着型サービスについては、今後の利用動向等を踏まえながら、日常生活圏域において可能な限り均一にサービスが提供できるよう整備を推進します。

【具体的取組】

地域密着型サービスの充実

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護

(4) 介護サービスの質的向上

【現状と課題】

介護保険制度創設以来、介護サービスの利用者は着実に増加してきており、今後もその傾向は続くものと思われます。

こうした中、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、サービス量の拡大に応じた質の確保と向上に向けた取組が必要となっています。

【今後の方策】

介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修や講習会を開催し、介護に携わる人の資質の向上を図ります。また、施設入所者の生活環境の向上を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等のユニット化を促進します。そのほか、利用者等からの相談や苦情等への対応を図ります。

【具体的取組】

介護人材の養成

- ・ケアプラン適正化指導検討会等の開催
- ・介護人材の養成や潜在的人員の活用に資する県や民間の事業の情報提供
- ・社会福祉事業従事者等研修事業
- ・ボランティアセンターによる人材育成の支援
- ・介護人材の確保と処遇改善の推進
- ・介護予防・生活支援サービス従事者研修

介護老人福祉施設等のユニットケアの促進

- ・老人福祉施設等整備費補助事業

苦情等への対応

- ・県、国民健康保険団体連合会など関係機関との連携

利用者等からの相談への対応

- ・介護保険相談員の配置
- ・介護相談員派遣事業

指導・監査の実施

- ・サービス提供事業者への指導・監査の実施

(5) サービス提供のための体制づくり

【現状と課題】

急速に進展する高齢化、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、保健・福祉・介護保険サービスのニーズも複雑・多様化してきています。このため、高齢者が安心して生活するためには、多様で継続的かつ適切なサービスを受けることができる体制整備を図る必要があります。

【今後の方策】

高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護保険サービスを含めた高齢者保健福祉の各種サービスの情報提供を推進するとともに、サービス利用に結びつける相談体制の確保を図ります。また、介護給付の適正化を推進することにより、利用者に対する適切な介護サービスの確保を図ります。そのほか、低所得者や災害等やむを得ない事情がある者に対する利用料・保険料の減免等、サービスの円滑な提供を図るための方策を推進します。

【具体的取組】

広報体制の充実

- ・制度周知用パンフレットの作成
- ・インターネットを活用した情報の提供
- ・市民のひろば等による広報
- ・サービス事業者ガイドブックの作成
- ・介護サービス情報公表システム（厚生労働省運用）の活用

相談体制の充実

- ・高齢者福祉相談員や介護保険相談員等による相談体制の推進
- ・保健福祉総合相談・案内窓口事業
- ・認知症オレンジプラン推進事業（認知症介護の電話相談）（再）
- ・地域包括支援センターにおける相談支援

介護給付の適正化

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプランの点検
- ・住宅改修等の点検
- ・縦覧点検・医療情報との突合
- ・介護給付費の通知

低所得者対策の実施

- ・低所得者利用者負担助成事業（①社会福祉法人等による軽減、②訪問サービス等利用者負担助成、③中山間地域等における利用者負担額軽減）
- ・訪問介護等利用者負担助成事業（①障害者利用者支援措置、②訪問介護等利用者負担助成）

- ・介護保険料・サービス利用料の減免等
- ・介護保険料の軽減強化

介護老人福祉施設等入所指針の活用

- ・介護老人福祉施設等入所指針の活用

医療機関等関係機関との連携強化

- ・救急医療市民講座開催事業
- ・地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築（再）
- ・国民健康保険団体連合会など関係機関との連携強化
- ・認知症オレンジプラン推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）
- ・在宅医療と介護の連携推進事業（再）

3 地域包括ケアの推進

(1) 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けたいという希望を持っています。また、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢夫婦世帯が増加しており、多様な生活支援が必要となっています。

このため、できるだけ生活の場を変えることなく、日常の生活の場において、多様なサービスを受けられる体制の構築が必要となっています。

【今後の方策】

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据え、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者を地域全体で支えるための各種取組を推進します。

【具体的取組】

在宅医療・介護の連携推進

- ・地域の医療・介護サービス資源の把握（再）
- ・在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布（再）
- ・多職種連携会議の開催（再）
- ・在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催（再）
- ・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催（再）
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援（再）

介護保険サービスの充実強化

- ・在宅サービス・地域密着型サービスの整備

介護予防サービスの充実

- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業

高齢者のニーズに応じた住宅の提供

- ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供
- ・市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備（再）
- ・優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）（再）

多様な生活支援サービスの確保

- ・ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（再）

- ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）
- ・心をつなぐ訪問給食事業（再）
- ・愛のふれあい会食事業（再）
- ・高齢者等の権利擁護の推進（再）
- ・生活支援体制整備事業（再）

地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築

- ・地域ケア会議等の開催（再）
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催（再）
- ・地域包括支援センターの機能強化（再）

認知症の人や家族への支援

- ・認知症オレンジプラン推進事業（再）
- ・認知症初期集中支援推進事業（再）
- ・認知症オレンジサポーター養成事業（再）

(2) 在宅医療・介護の連携推進

【現状と課題】

本市では、在宅サービスの利用者のうち約6割の方が、在宅医療を利用したいとの意向を示しています。

また、高齢者は、他の年代に比べて疾病治療の受療率が高く、年齢が高くなるほど要支援・要介護の認定率も高くなっていることから、医療と介護のさらなる連携が必要となっています。

【今後の方策】

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携をさらに推進します。

【具体的取組】

在宅医療・介護従事者の連携体制の構築

- ・在宅医療・介護の連携推進協議会の開催
- ・多職種連携会議の開催
- ・在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- ・二次医療圏内の関係市町村の連携

在宅医療に関する情報提供

- ・地域の医療・介護サービス資源の把握
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布
- ・在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催

在宅医療・介護従事者の資質向上

- ・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催
- ・多職種連携会議の開催（再）

（3）地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

本市では、地域包括支援センターが市内17か所に設置されており、地域において、高齢者やその家族への相談支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の業務を行っています。高齢者人口の増加とともに、利用者も着実に増えてきており、地域における役割が重要となっていることから、センターの機能強化を図る必要があります。

【今後の方策】

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関であり、その役割はさらに重要なものとなってきていることから、圏域内の高齢者人口に応じて適切に職員を配置するなど、センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限発揮でき、高齢者等がより身近に利用できるような体制整備と環境づくりを図ります。

【具体的取組】

地域包括支援センターの体制整備

- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・生活支援体制整備事業（再）
- ・認知症オレンジプラン推進事業（認知症地域支援推進員及び囑託医の設置）（再）
- ・認知症初期集中支援推進事業（再）
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催
- ・職員研修の実施

地域の関係機関との連携

- ・地域ケア会議等の開催
- ・地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築

地域包括支援センターの役割の明確化

- ・地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営

(4) 地域づくりの支援

【現状と課題】

高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし高齢者及び高齢夫婦のみの世帯数が増加してきており、地域において支援を必要とする方への対応が、これまで以上に求められることから、地域住民、町内会、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体などの地域福祉推進団体が連携を図りながら、地域福祉推進体制をさらに充実していくとともに、地域住民が共に助け合い、支え合うための地域づくりを積極的に支援していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が地域において安心して暮らせるよう、地域による福祉活動を推進するため、「鹿児島市地域福祉計画」や「鹿児島市コミュニティビジョン」等を基本に、地域コミュニティ組織間の連携の支援など、地域福祉推進体制の充実に努めるとともに、地域住民が共に助け合い、支え合う地域づくりを支援していきます。

【具体的取組】

地域福祉推進体制の充実

- ・地域福祉ネットワークの推進
- ・民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進
- ・関係機関団体相互の意見交換会等の実施
- ・ボランティア活動の促進、啓発

住民参加の促進

- ・老人クラブ補助金交付事業（再）
- ・地域のリーダー及び担い手の育成
- ・生活支援体制整備事業（再）

地域福祉推進団体の育成、支援

- ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）
- ・地域福祉推進事業
- ・社会福祉協議会補助金
- ・民生委員児童委員活動促進事業
- ・地域福祉館管理運営事業
- ・地域保健活動事業（保健所ボランティアの育成）
- ・コミュニティビジョン推進事業
- ・ボランティア推進校支援事業補助金

福祉への理解の促進

- ・保育所地域活動事業（世代間交流等事業）

- 福祉読本作成事業
- 学校における福祉、ボランティア活動
- 地域ふれあい交流助成事業（再）
- すこやか長寿まつり開催事業（再）
- わくわく福祉交流フェア事業

関係団体との連携による保健・福祉サービスの実施

- お達者クラブ運営支援事業（再）
- 愛のふれあい会食事業（再）
- 民生委員児童委員見守り活動支援事業



地域包括支援センター吉野（長寿あんしん相談センター吉野）
（市内17か所に設置）